

長岡工業高等専門学校履修及び学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定  
に関する規程

平成23年3月29日	制 定
平成25年4月30日	一部改正
平成27年3月13日	一部改正
平成30年3月8日	一部改正
平成31年3月12日	一部改正
令和元年10月16日	一部改正
令和3年2月10日	一部改正

目次

第1章	総則（第1条）
第2章	履修（第2条―第7条）
第3章	試験（第8条―第11条）
第4章	学業成績の評価（第12条―第16条）
第5章	進級，3学年修了及び卒業（第17条―第20条）
第6章	雑則（第21条・第22条）
附則	

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規程は，長岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）における履修及び学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 履修

（履修の原則）

**第2条** 学生は，長岡工業高等専門学校の開設授業科目，その単位数及び修得単位数を定める細則（以下「細則」という。）別表第1及び別表第2に従い，年度において編成される授業時間表で配当される授業科目（以下「科目」という。）を履修するものとする。

2 学生は，長岡工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第16条第5項に定める特別活動を履修するものとする。

（履修の要件）

**第3条** 科目及び特別活動は，当該総授業時間数の三分の二以上の出席をもって履修したものとす。

2 前項の履修の判定に当たっては，次の各号に掲げる事由により欠席した時間数（その事由を証明する書類を添付した欠席届を提出した場合に限る。）は，特別欠席として取り扱い，当該各号に掲げる区分に応じ，当該各号の期間に係る該当授業時間数を出席したものとみなす。

一 地震，水害，火災その他の災害 必要と認める期間

- 二 交通機関の事故 必要と認める期間
- 三 親族の死亡 父母7日，祖父母又は兄弟姉妹3日，おじ又はおば1日
- 四 校長が認めた行事への参加 必要と認める期間
- 五 就職試験又は編入学試験の受験 必要と認める期間
- 六 その他校長が特別の事由があると認める場合 必要と認める期間

(科目区分及び履修単位数)

**第4条** 細則別表第1及び別表第2の科目の構成に係る意義は，次の各号の区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。

- 一 必修科目 必ず履修し，単位を修得しなければならない科目
  - 二 選択科目 自分の適性或将来の進路を考えて履修を選択することができる科目
- 2 学生は，前項各号の科目区分について，一般科目及び専門科目ごとに履修する単位数の合計が，別表第1の在籍する学年で指定された修得単位数の合計以上になるよう履修しなければならない。
- 3 別表第1の指定された選択科目の単位数を修得せずに進級した者は，前項の履修単位数に当該不足する選択科目の単位数を加えた単位数以上になるように履修しなければならない。この場合において，校長は，該当者に不足する選択科目の単位数を通知するものとする。

(学修単位の計算方法)

**第4条の2** 学則第16条の2第3項に定める学修単位については，1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については，15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については，30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験，実習及び実技については，45時間の授業をもって1単位とする。

(選択科目の履修)

**第5条** 選択科目は，あらかじめ学級担任の承認を得て，当該科目の担当教員に受講願を提出して履修するものとする。

(他学科開設科目の履修)

**第6条** 他学科が開設する科目は，一の学年につき8単位を履修することができる。この場合において，修得した単位は，別表第1の「選択（専門）」に係る単位とする。

- 2 前条の規定は，他学科が開設する選択科目の履修に準用する。

(履修の特例)

**第7条** 現学年にとどめられた者の履修は，第4条第2項の規定にかかわらず，次の各号によることができる。ただし，教育，授業運営その他の支障があると認められる場合は，この限りでない。

- 一 4学年にとどめられた者が5学年の開設科目を履修すること。
  - 二 4学年又は5学年にとどめられた者について，単位を修得した科目の再履修を免除すること。
- 2 前項第2号の再履修の免除を受けない場合は，年度の開始時に受講願を提出して再履修する

ものとする。

### 第3章 試験

(試験の実施及びその種類)

**第8条** 試験の種類及びその内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 期末試験 学期末に実施する試験
- 二 中間試験 科目の担当教員が必要と認めた場合に学期の中間に実施する試験
- 三 追試験 中間試験又は期末試験に欠席した者が、特別欠席その他やむを得ない理由があるとして願い出を行い、許可された場合に行う試験
- 四 再試験 中間試験又は期末試験(追試験を含む。)を実施した科目について、当該科目の担当教員が必要と認め、再度行う試験

(追試験の実施)

**第9条** 追試験の実施を希望する者は、当該試験担当教員に願い出を行い、次いで学級担任の承認を経て、追試験願に医師の診断書その他の理由を証明するものを添えて校長に提出しなければならない。

2 追試験願の許否は、校長が決定する。

3 追試験は、当該試験期間中又はその終了後1週間以内に当該科目を担当する教員の責任において行うものとする。

(再試験の実施)

**第10条** 再試験は、当該科目の開設学期の成績提出期限までに、当該科目を担当する教員の責任において行うものとする。

(不正行為)

**第11条** 試験中に不正行為を行った者は、当該試験期間中の全科目の試験を零点とする。

### 第4章 学業成績の評価

(評価方法等)

**第12条** 学業成績の評価は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 科目 シラバスに明示した評価方法により100点満点で評価する。ただし、第15条に規定する単位再評価又は第20条に規定する卒業単位再評価試験により単位の修得を認定された科目の評価は、第14条各号に掲げる区分に応じ、当該各号の最低の点数とする。
- 二 特別活動 学級担任が出席状況及び活動状況等を判断し、単位修得の可否をもって評価する。

(評価の報告)

**第13条** 各科目の担当教員及び特別活動を担当する学級担任は、別に定めるものを除き、前条の評価を報告するものとする。ただし、第3条の履修の要件を満たさない者については「評価無」と報告し、その科目は未履修とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、第7条第2項の規定により再履修した科目は、既評価又は新評価のいずれか高い評価とすることができる。

(単位修得の認定)

**第14条** 科目の単位修得を認定する基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 1 学年から 3 学年までの開設科目 50 点以上
- 二 4 学年及び 5 学年の開設科目 60 点以上

(単位再評価)

**第15条** 次の各号に掲げる者（第 3 条の履修の要件を満たす科目に係るものに限る。）を対象に、当該各号に掲げる時期に学業成績の再評価（以下「単位再評価」という。）を行うものとする。

- 一 前期に開設する必修科目のうち、当該学年において単位を修得しなければならない科目を除く必修科目の単位未修得者 当該年度の12月末まで
  - 二 後期又は通年で開設する必修科目のうち、当該学年において単位を修得しなければならない科目を除く必修科目の単位未修得で進級した者若しくは単位再評価してもなお単位未修得で進級した者 進級年度の前期末まで
  - 三 別表第 2 に定める選択科目のいずれかを単位未修得で進級した者若しくは単位再評価してもなお単位未修得で進級した者 進級年度の前期末まで
- 2 単位再評価を受けようとする者は、その科目の担当教員による課題を指定の期限までに提出しなければならない。
  - 3 単位再評価の方法は、提出された課題及び試験成績によるものとする。
  - 4 単位再評価は、その科目を担当した教員が行うものとする。ただし、当該教員が転出等の事由により再評価できない場合は、一般科目にあつては各教科が、専門科目にあつては各学科がそれぞれ実施する教員を選任する。

(成績証明書)

**第16条** 就職等で校外に成績証明書を発行する場合の科目の評価は、別に定めるものを除き、次表の評価に対応する評語を記載するものとする。ただし、「D」の評語については、記載しないことができる。

評 価		評 語
1 学年から 3 学年までの開設科目	4 学年及び 5 学年の開設科目	
100～80	100～80	A
79～60	79～70	B
59～50	69～60	C
49～ 0	59～ 0	D

- 2 第 7 条第 1 項第 1 号の規定により単位を修得した科目の成績証明書に記載する時期は、5 学年に進級した後に当該科目を履修し、単位を修得したものとした場合に成績証明書に記載することとなる時期とする。
- 3 特別活動は、修得した単位数のみを記載するものとする。

## 第 5 章 進級、3 学年修了及び卒業

(進級及び卒業の認定)

**第17条** 進級及び卒業の認定は、教員会議の議を経て、校長が行う。

(進級)

**第18条** 次の各号のいずれにも該当する者並びに第 1 号の必修科目のうち、当該学年において単位を修得しなければならない科目を除く必修科目及び第 3 号の選択科目の未修得単位数の合計

が4単位以下であって第2号に該当する者は、一学年上の学年への進級を認めるものとする。

- 一 細則別表第1及び別表第2の在籍する学年までの必修科目の全単位（別表第1の必修の指定単位数）を修得していること。
- 二 学則第16条第5項で定める特別活動の単位を在籍する学年まで修得していること。
- 三 別表第1の在籍する学年までの選択科目の指定単位数を充足していること。

（3学年の修了）

**第18条の2** 3年以上在学し、かつ、3学年までに修得するものとして別表第1に指定された単位数のうち、未修得である単位数の合計が10単位以内である者は、3学年を修了したものとする。ただし、未修得単位に第3条に規定する履修要件を満たさない科目を含まない者に限る。

（卒業）

**第19条** 次の各号のいずれにも該当する者は、本校の全課程の修了を認定し、卒業を認めるものとする。

- 一 細則別表第1及び別表第2の必修科目の全ての単位を修得していること。
- 二 学則第16条第5項で定める特別活動の全ての単位を修得していること。
- 三 別表第1の指定された選択科目の単位数を充足していること。

（卒業単位再評価試験）

**第20条** 前条の規定により卒業が認められなかった者のうち、卒業に必要な必修科目のうち、当該学年において単位を修得しなければならない科目を除く必修科目及び選択科目の未修得単位数の合計が4単位以内であるもの（第3条の履修の要件を満たす科目に係るものに限る。）について、全課程修了の再評価試験（以下「卒業単位再評価試験」という。）を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第3に定める科目にあつては、卒業単位再評価試験の対象としない。
- 3 校長は、前項の該当者に卒業単位再評価試験の対象科目を通知するものとする。
- 4 卒業単位再評価試験は、その科目を担当した教員が行うものとする。ただし、当該教員が転出等の事由により再評価できない場合は、一般科目にあつては各教科が、専門科目にあつては各学科がそれぞれ実施する教員を選任する。
- 5 卒業単位再評価試験は、卒業式前の別に定める日までに行うものとする。

## 第6章 雑則

**第21条** 編入学者に対するこの規程の適用については、編入学した学年から当該学年に必要な在学年数をさかのぼった日に入学し、各学年において、第18条第1号から第3号までに規定する要件を全て満たして進級したものとする。

**第22条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月に実施する進級判定において、この規程による判定が改正前の規程の判定よりも有利となる場合は、この規程によることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成24年1月25日から施行し、平成23年4月1日以降の3学年の修了の認定について適用する。
- 2 平成23年3月31日以前に退学等をした者に係る3学年の修了の認定については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年2月10日一部改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。